

理事選挙並びに選挙管理委員会に関する細則

この「理事選挙並びに選挙管理委員会に関する細則」（以下「細則」という）は、日本気球連盟会則（以下「会則」という）4-1、4-3-1）、5-4に基づき日本気球連盟理事会（以下「理事会」という）が定めたものである。

1992年5月1日 施行
1999年9月12日 改正
2012年2月4日 改正
2014年1月26日 改正

第1章 目的

1-1 この細則は、日本気球連盟理事選挙を円滑かつ公正に管理運営するために定められている。

第2章 構成

2-1 選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、選挙管理委員長（以下「委員長」という）1名と選挙管理委員（以下「委員」という）若干名をもって構成する。

2-2 委員長は、日本気球連盟理事長が任命する。

2-3 委員は、永年に渡り連盟の目的・内容・組織等に精通しており、1年以上日本気球連盟会員である者から、委員長が任命する。

2-4 委員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

第3章 業務

3-1 委員会は、委員長が必要と認めるときに委員長がこれを招集する。

- 1) 選挙に関する日程を確定し、理事会に具申する。
- 2) 選挙告知、立候補受付、投票並びに開票集計などに関する一切の業務を行う。
- 3) 有権者数、投票者数、各立候補者の得票などの選挙結果を有権者に告知する。
- 4) 投票の結果に基づく当選者の確定、ならびに有権者への告知を行う。
- 5) 立候補者数が選挙の定数以下の場合、無投票当選の決定を行う。
- 6) 上記に付帯する一切の業務を行う。

3-2 委員会の議事については議事録を作成し保存する。

第4章 日程

4-1 1) 選挙に関する日程は委員長により理事会に具申され、理事会の決定の後、発効する。

2) 選挙に関する日程とは以下のものをいう。

- a) 選挙公示日（原則として、投票締切日の10週間から15週間前頃とする）
- b) 立候補締切日（原則として、投票締切日の5週間から10週間前頃とする）
- c) 投票用紙発送予定日（原則として、投票締切日の3週間前頃とする）
- d) 投票締切日
- e) 開票予定日（原則として、投票締切日の4週間以内とする）

第5章 有権者並びに投票方法

5-1 選挙公示日の前月末の時点で、日本気球連盟正会員である者を有権者とする。5-2 有権者は、各選

挙において1票の投票権を有する。

5-3 投票用紙並びに立候補者および推薦文は、委員会より有権者に直接郵送される。

5-4 有権者は、投票の締切日までに投票を終えなければならない。

5-5 有権者は、立候補者1名に○印をつけて、投票用紙を郵送することで投票を行うものとする。
2つ以上の○印をつけた投票用紙は無効とする。

○印以外の印が付けられた場合、その印のみを無効とし、1票に数えない。

5-6 投票締切日の翌日以降の消印の投票用紙、郵便局の消印のない投票用紙、委員会が正規の投票用紙であると認めた以外の投票用紙は、無効とする。

5-7 疑問の生じた投票用紙の取り扱い並びにその有効無効の決定は、委員会が行う。

第6章 理事の立候補資格および手続き

6-1 該当する選挙公示日より1年以前に日本気球連盟に入会している日本気球連盟正会員とする。

6-2 立候補する会員は、2名以上の会員の推薦を必要とする。

6-3 立候補に必要な書類。

a) 立候補文、400字づめ原稿用紙で2枚以内。

b) 有権者1名の推薦文。400字づめ原稿用紙で1枚以内。

c) 有権者1名の推薦。(葉書に○○推薦と記入し捺印)

d) 立候補文には、下記の内容を記載する。

住所、氏名、年齢、職業、日本気球連盟に関する役職歴

e) 立候補者顔写真(自動車免許と同等もしくはそれ以上の大きさ)

6-4 推薦人の資格は、以下のよう定める。

1) 有権者で6ヶ月以上の会員でなければならない。

2) 下記の条件に該当する会員は、推薦人になることができない。

a) 本人が該当する選挙に立候補している場合

b) 該当する選挙で他の候補者の推薦人になる場合

c) 該当する選挙で改選の対象とはならない現職の理事である場合

6-5 全ての書類は、立候補締切日までに郵送で委員長まで提出されなければならない。

第7章 選挙定数

7-1 会則5-1に定められている理事定数8名のうち半数の4名を各選挙の定数とする。

7-2 公表された立候補締切の時点で立候補者数が選挙定数以下の場合、無投票とする。委員会は、その決定を速やかに有権者に告知しなければならない。

7-3 理事が定数に満たない場合、補欠選挙を行うことができる。その任期は欠員理事の任期とする。

第8章 当選

8-1 得票数の上位4名を当選とする。

8-2 委員長は、速やかに開票結果を立候補者並びに有権者に告知しなければならない。

8-3 得票数が同数で上位4名が確定できない場合、委員長の指揮のもとで、該当立候補者の抽選により当選者を決定するものとする。

第9章 細則の変更

9-1 この細則を変更しようとするときは、理事会で承認されなければならない。

9-2 この細則は、1992年5月1日より有効とする。

附則

この細則は、2014年1月26日より施行する。